

防火服等の認定に関する運用細目

(目的)

第1条 この細目は、一般社団法人日本消防服装・装備協会（以下「協会」という。）の防火服等自主管理規定（以下「規定」という。）第6条第5項の規定に基づき、防火服等の認定に関する運用細目を定める。

(防火服等の自主基準試験依頼)

第2条 防火服等の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、防火服等の種別ごとに、自主基準試験依頼書（協会ホームページからダウンロードする。）に必要事項を記入し、電子メールで協会へ送付する。

送付先電子メールアドレス：s-fukusousoubi@jfce.or.jp

- 2 協会は、受付番号と指定試験所を申請者へ連絡する。
- 3 申請者は、受付番号を記入した自主基準試験依頼書とともに、必要な試料（自主基準試験依頼書に掲載。）を指定試験所へ送付する。
- 4 指定試験所は、項目に沿った自主基準結果報告書を2部作成し、試料の見本とともに、協会へ送付する。試験後片は、依頼がない場合は返送しない。
- 5 協会は、自主基準結果報告書1部を申請者へ送付する。もう1部は協会の控えとする。
- 6 試験結果の未達項目が次号に該当する場合は、未達項目の再試験を可能とする。再試験を希望する申請者は、自主基準結果報告書の到着から10日以内に再試験依頼書（協会ホームページからダウンロードする。）を協会へ送付する。
 - (1) 「防火服A種（ガイドライン2022）」及び「防火服A2種（ガイドライン2022 ※活動服組み合わせ）」の洗濯収縮性試験（第23条）が未達の場合。
 - (2) 「防火服AA種（ISO11999-3タイプ2）」の洗濯収縮性試験（第25条）が未達の場合。
 - (3) 「防火服B種（ISO11613）」の洗濯収縮性試験（第19条）が未達の場合。
- 7 試験手数料の請求は、指定試験所から申請者へ直接行う。申請者は指定試験所へ試験手数料を支払う。

(認定申請)

第3条 防火服等の自主基準認定を申請する者は、防火服等の種別ごとに次の各号の書類等を添えて、協会へ申請するものとする。

- (1) 申請書（別記様式第5）

- (2) 防火服等の仕様書、外形図、構成図等
- (3) JFCE 認定表示の表示方法、表示位置等
- (4) 指定試験所の自主基準試験結果報告書
- (5) 製品の構造チェックシート（協会ホームページからダウンロードする）
- (6) 製造工場概要調書（製造所の所在地、製造所の配置等の分かるもの）
- (7) 製造工程概要調書（原材料の受け入れから完成品の出荷に至るまでの主な工程が分かるもの）
- (8) 社内検査体制等概要調書（組織、担当部署、責任者等が分かるもの）
- (9) 検査マニュアル等の概要書（試験手順等を規定しているものの名称、概要等）
- (10) 検査結果の記録、保存等に関する規定等の名称概要等
- (11) その他（製造の一部を外部委託している場合には、当該製造に関する上記等の書類）
- (12) 申請手数料

（従来基準認定製品の新基準申請）

第4条 2017 自主基準認定製品は、各種別の 2024 自主基準に定める指定項目の試験に適合すれば、2024 基準に認定される。

- 2 申請者は「自主基準試験依頼書（指定項目のみ）」で指定項目のみ試験依頼し、前項と同様の手順で新基準の審査を申請する。

（審査・認定等）

第5条 協会は、前条及び前前条の申請を受理した場合には、関係書類の有無、記載内容等を確認し、受付簿に関係事項を記載するものとする。

- 2 協会会長は、前条の申請に係る審査を規定第11条に規定する防火服等自主管理委員会（以下「委員会」という。）に付託するものとする。
- 3 委員会は、協会会長の付託を受けて審査を行い、その結果を協会会長に報告するものとする。
- 4 協会会長は、委員会の報告を受け、防火服等の種別ごとの認定を行う。
- 5 協会会長は、前項の認定の結果を申請者に通知（別記様式第6）するとともに、関係者に情報提供を行うものとする。

（認定の有効期限）

第5条 規定第6条第4項に規定する防火服等の種別ごとの認定の更新申請は、有効期限満了の日の1年前の日から行うことができる。

- 2 更新を受けようとする者は、認定更新申請書（別記様式第7）及び更新手数料を添

えて協会に申請するものとする。

- 3 協会会長は、前項の認定更新申請に係る審査を委員会に付託するものとする。
- 4 委員会は、協会会長の付託を受けて審査を行い、その結果を協会会長に報告するものとする。
- 5 協会会長は、委員会の報告を受け、更新することに支障がないと認めた場合には、更新を認めるものとする。
- 6 協会会長は、前項の認定の更新について申請者に通知（別記様式第8）するとともに、関係者に情報提供を行うものとする。

（認定内容の変更等の届出）

第6条 第4条第4項の認定を受けた者（前条第5項の更新を受けた者を含む。）は、認定を受けた内容を変更しようとする場合には、予め協会に届け出を行うものとする。

（認定の取り消し）

- 第7条 協会は、認定の有効期限以内に更新申請が無かった場合及び認定の要件を満たさなくなったと認めた場合は、当該認定を取り消すことができる。
- 2 協会会長は、前項の認定を取り消そうとする場合には、予め委員会の意見を聞くものとする。
 - 3 協会会長は、前項の認定を取り消す場合には、当該取り消しに係る認定取得者に連絡するものとする。
 - 4 協会は、認定の取り消しをした場合には、当該認定取得者に通知するとともに、関係者に情報提供するものとする。

（雑則）

第8条 この運用細目に定めのない事項は、別に定める。

附 則

この運用細目は、令和6年5月24日から実施する。